

令和2年緑の募金運動実施要領

公益社団法人 埼玉県緑化推進委員会

- 1 趣旨及び目的 この運動は、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき実施するもので、緑の募金の成果により森林整備、公共施設等の緑化、緑の少年団の育成等の緑化運動を推進し、緑に親しみ健全で豊かな心を育む環境づくりを進め、快適で住み良い緑豊かな郷土埼玉づくりに寄与することを目的とする。
- 2 実施主体 公益社団法人 埼玉県緑化推進委員会
- 3 募金目標額 8,000万円
- 4 募金期間 春の重点募金期間
令和2年 2月15日から令和2年 5月31日まで
(強調月間4月15日~5月14日) みどりの日(5/4)の前後
秋の重点募金期間
令和2年 9月 1日から令和2年10月31日まで
- 5 募金協力者 本委員会が依頼する市町村、小・中・高等学校、緑の少年団、ボーイスカウト、各種団体、企業及び篤志者とする。
- 6 募金経費 募金運動の趣旨から、協力者が募金のために要した直接経費(振込手数料、交通費、通信費等)については、募金の中から1割以内の額を支出することができる。
- 7 事業管理費 事業を管理するための費用を、募金の中から1割以内の額を充当することができる。
- 8 募金運動の実施
 - (1) 事前公表及び啓発宣伝
世論の高揚を図るため、募金目標額をあらかじめ公表し、本運動の趣旨の宣伝に努めるものとする。
 - (2) 募金活動の方法及び取り組み
協力責任者は、募金用具、活動日時等についてあらかじめ計画をたて活動するものとし、活動に当たっては強制にわたることがないよう信頼性の確保を旨とし、明朗な言動をもって行うものとする。
募金は、本委員会で配付した募金箱又はチラシ等を使用し、募金終了後は責任者立ち会いのうえ開封する。
募金寄付者には「緑の羽根」を配付するものとする。余った羽根は翌年度用に協力団体で保存することとし、返却する必要はない。
また、希望金額以上を募金した者には、「バッジ(葉っぱ): 500円」、「バッジ(干支)(大): 400円」、「バッジ(干支)(小): 300円」、「バッジ(木製)(葉っぱ): 500円」、「バッジ(木製)(丸): 500円」、「ネクタイピン(干支): 500円」、「ストラップ(液晶クリーナー): 500円」、「ストラップ(干支): 500円」、「ストラップ(木製): 500円」、「木製シャープペン: 1,000円」、「木製マグネット: 500円」の配付を行う。

- ア 学校募金：市町村教育委員会等を介して広く小・中・高等学校を中心に協力を呼びかけ実施する。
- イ 職場募金：県・市町村・団体・企業などの職場等の協力を得て行う。
- ウ 企業募金：企業の社会貢献活動の一環として募金への協力を呼びかけ、また緑化事業との連携による企業のイメージアップにつながるよう留意して実施する。
- エ 街頭募金：緑の少年団、ボーイスカウト等の協力を得て主要駅を中心にして行う。
街頭募金の実施に当たっては最寄り警察署の道路使用許可を得るとともに、駅構内で行う場合は駅長の了解を得る。
(県内の駅構内の使用については、本委員会で一括して許可を得る。)
- オ 家庭募金：募金活動の実施に当たっては市町村、自治会等の協力を得て、家庭を単位に年1回「春または秋の募金運動」期間に集中して行う。

9 募金の取扱い

- (1) 募金終了後は、速やかに本委員会から配布した緑の募金専用の払込用紙（この用紙を使用する場合は振込手数料が不要です。）により、銀行ATM（埼玉りそな銀行ATMも手数料が不要です。）か、最寄りの埼玉りそな銀行本支店を通じて本委員会あて送金するものとする。
- (2) 募金は、春、秋の募金期間に限らず、年間を通して受け付ける。
- (3) 埼玉りそな銀行が近隣にない場合は、最寄りの金融機関から緑の募金用の次の口座に振り込むものとする。この際の振り込み手数料は、募金額から差し引くことができる。

振込口座：埼玉りそな銀行県庁支店 普通口座 3579497

(社) 埼玉県緑化推進委員会

住所：埼玉県さいたま市浦和区高砂3-12-9 農林会館内

電話：048(824)5978

※(4) 緑の募金は、税金の寄附金優遇措置の対象となります。

個人の場合は、寄附金の2,000円を超える部分の金額の40%を所得税額から控除されます。

法人の場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。

10 バッジ、ネクタイピン、ストラップの配付について

官公庁、企業、団体等でまとめて配付を希望する場合は、「緑の募金及び募金グッズ注文票」に記入の上、注文票を(公社)埼玉県緑化推進委員会あて送付するものとする。

なお、振り込みは、上記9の口座へ緑の募金額（「緑の募金」がある場合）及び募金グッズ募金金額を加えた金額を振り込んでください。

11 募金の成果

- (1) 募金成果の公表
本委員会は、募金終了後集計の上、その成果を公表するものとする。
- (2) 募金成果使途の決定
募金成果は、本委員会の「緑の募金運営協議会」に諮り、募金の趣旨にそった使途並びに配付を決定するものとする。
- (3) 募金成果の監査
本委員会の監事は、募金成果の使途並びに配付について監査を行うものとする。

12 緑の募金運動に対する問い合わせ及び連絡先

公益社団法人 埼玉県緑化推進委員会

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号 埼玉県農林会館内

TEL 048-824-5978 FAX 048-824-2168

(公社) 埼玉県緑化推進委員会御中

緑の募金及び緑の募金グッズ注文票

次のとおり募金（注文）します。

緑の募金	バッジ (葉っぱ) (500円)	バッジ (千支) (大) (400円)	バッジ (千支) (小) (300円)	バッジ (木製) (葉っぱ) (500円)	バッジ (木製) (丸) (500円)	
	個	個	個	個	個	
	円	円	円	円	円	
円	ネクタイピン (千支) (500円)	ストラップ (千支) (500円)	ストラップ (液晶クリーナー) (500円)	ストラップ (木製) (500円)	木製 シャープペン (1,000円)	木製 マグネット (500円)
	個	個	個	個	個	個
	円	円	円	円	円	円
合計	円					

団体名・部署

担当者

住 所 〒

電 話 番 号